

|| サリーレグループ

NEWS LETTER

MANAGEMENT SERVICE



[2]
2023

2023年2月号のニュースレターをお届けします。
掲載内容に関してご不明な点等があれば、
当事務所までお問い合わせください。



加入するとお得な小規模企業共済のすすめ
割増賃金率50%への引き上げに向けて求められる取組み
導入を検討したい勤務間インターバル制度
いまから確認しておきたい雇用調整助成金の「通常制度」
パート労働者等の雇用状況と正社員転換制度の導入状況
適格請求書(インボイス制度)発行事業者の登録申請について
令和5年度 税制改正のポイント M & A 譲渡し情報

加入すると

お得な

小規模企業共済のすすめ

ゆとりある老後のために自助努力。将来年金だけでは不安という方。



Q. 小規模企業共済に加入していますか？

裏面へ

A. 入っています

A. 入っていません

安心 安全 国がつくった経営者のための退職金制度です。

こんな制度です…

- 昭和40年に「小規模企業共済法」に基づき発足して以来、順調に普及
- 加入者数は約159万人、運用資産は約10.9兆円(R4.3現在)
- 共済金支給額の平均は1,128万円/人、支給総額は約5,077億円(R3年度実績)

加入対象者

制度に加入できる方は、個人事業主・共同経営者・会社等役員で、雇用されている従業員（正規雇用人数によって判断されます）

小売・卸売・サービス業等
※旅館・娯楽業は除く

従業員

5人以下の企業



農林漁業・製造業・建設業
運送業・旅館業・娯楽業等

従業員

20人以下の企業



※ 従業員とは、個人事業主や会社役員、共同経営者（2人まで）及び家族従業員、パート従業員、アルバイト従業員などの臨時に期間を定めて雇い入れている者を除いた、正社員として雇用されている方を言います。

共済金A・Bの利回りは1.0%~1.5%

詳しくは裏面の「共済金の受け取り」をご覧ください

小規模企業共済の お得 ポイント

ポイント

1 掛金は、全額所得控除

掛金は月額1,000円から7万円の範囲（500円単位）で自由に選べます。

払い込んだ掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除の対象となります。

（確定申告書の『小規模企業共済等掛金控除』にご記入ください）

所得から差し引く	雑損控除	10	
	医療費控除	11	
	社会保険料控除	12	
	小規模企業共済等掛金控除	13	
	生命保険料控除	14	
	地震保険料控除	15	
	寄附金控除	16	
	寡婦、寡夫控除	18	0000

ポイント

2 受取時も 税制メリット

● 共済金は、廃業や退職時のほか、65歳以上で180か月以上掛金を納付した方も受け取ることができます。

● 受け取りは、「一括」「分割」「一括と分割の併用」がある一方税制のメリットがあります。

一括受取 → 退職所得扱い

分割受取 → 公的年金等の雑所得扱い

ポイント

3 資金に困ったら…

事業資金に困った場合、掛金納付月数により、掛金の7割~9割の範囲内で貸付制度がご利用できます。

一般貸付制度 → 貸付利率 年 1.5%

Q. 小規模企業共済に加入していますか？

A. 入っています

A. 入っていません

表面へ



小規模企業共済のメリット（掛金の所得控除など）を
実感している皆様へ **お得な** 情報



共同経営者も加入できる！（個人事業主の方）

個人事業主1人のほかに、共同経営者は、条件を満たせば2人まで加入できます。
配偶者や後継者が該当する場合があります。

他の役員も加入できる！（法人役員の方）

現在、加入している役員のほか、商業・法人登記簿謄本（登記事項証明書）に役員として登記があれば、会社等の役員として加入できます。



しかも加入時の年齢制限なし！

60歳を過ぎても、現役で仕事をしていれば本共済に加入できます（年齢制限なし）。

共済金の受け取り（満期・満額はありませぬ。下表の共済事由が発生した時点で共済金をお受け取りできます。）

■共済事由

	A共済事由	B共済事由
個人事業主	◎個人事業の廃止など	◎老齢給付（180か月以上掛金を納付した65歳以上の方が請求）
共同経営者	◎個人事業主の廃業に伴う退任	
会社等の役員	◎会社等の解散など	◎老齢給付（同上） ◎会社等役員の疾病・負傷・65歳以上による退任 ◎会社等役員の死亡

■掛金納付年数に応じた共済金受取額と利回り（掛金月額1万円の場合）

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B
10年	1,200,000円	1,290,600円 (1.5%)	1,260,800円 (1.0%)
20年	2,400,000円	2,786,400円 (1.5%)	2,658,800円 (1.0%)
30年	3,600,000円	4,348,000円 (1.2%)	4,211,800円 (1.0%)

共済金A・Bについて

- 共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が6か月以上の場合にお受け取りいただけます。（6か月未満は、掛け捨てとなります）
- 共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が36か月未満の場合は、掛金合計額と同額となります。
- 共済金Aの額は、概ね25年目までに共済事由が生じた場合は、掛金を約1.5%の率で複利運用した元利合計額となり、概ね25年目以降35年目までの間に共済事由が生じた場合は1.5%から1.0%に向けて段階的に低下し、35年目以降共済事由が生じた場合、概ね1.0%に見合ったものとなります。
- 共済金Bの額は、掛金を「予定利率」と概ね同率の1.0%の率で複利運用した元利合計額に見合ったものとなります。

※（ ）は共済金の受取額に応じた利回り（複利運用した年利率）です。

※共済金A・Bの他に、準共済金・解約手当金があります。

※共済事由等の詳しい内容は、ホームページ等をご覧ください。

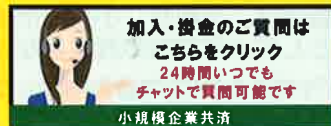
※「予定利率」は、経済情勢や金利水準等が大きく変化した場合には、将来収支見直し等に基づく検討がなされ、変更される場合があります。

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済

検索



資料請求につきましては、中小機構ホームページもしくはお電話で承っています。



小規模企業共済

小規模共済

検索

TEL 050-5541-7171
(共済相談室)

お問い合わせ・お申し込みは

群馬県税理士協同組合

〒371-0026 前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館3階
TEL 027-234-6131 FAX 027-234-6135

割増賃金率50%への引き上げに向けて求められる取組み

いよいよ2023年4月より、中小企業においても1ヶ月60時間を超える時間外労働（法定時間外労働に限る。以下同じ）に対して50%以上の割増賃金率による割増賃金の支払いが求められます。以下では2023年3月までに必要となる対応についてとり上げます。

1. 就業規則の変更と算出方法

割増賃金率は賃金の計算に関する事項として、就業規則に記載が必要です。1ヶ月60時間を超える時間外労働を命じることがあるときは、就業規則を変更しましょう。厚生労働省のモデル就業規則では、以下の規定例になっています。

[割増賃金]

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働 60時間以下・・・25%
- ② 時間外労働 60時間超・・・50%
(以下、略)

なお、1ヶ月60時間を超える時間外労働は、1ヶ月の起算日から時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から対象となります。算出例は右のカレンダーのとおりです。

2. システムの設定変更

労働時間数を自動的に集計する機能のある勤怠管理システム等を導入している場合は、1ヶ

月60時間を超える時間外労働時間数を別途集計する必要があります。勤怠管理システムの設定を確認し、どのタイミングで変更が必要なのか、スケジュールを立てておきましょう。

勤怠管理システム等を導入していない場合は、1ヶ月60時間を超える時間外労働時間数の集計もれがないように、集計表に集計欄を追加するなど対応が必要です。

また、給与計算システム等も、1ヶ月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が50%以上で計算されるように設定の変更が必要となります。

具体的な算出例

・1ヶ月の起算日が毎月1日、法定休日は日曜日
・カレンダー(月～土)の時間数は、時間外労働時間数

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑法定休日労働

↑1ヶ月60時間を超える時間外労働

時間外労働(60時間以下)割増賃金率:25% 該当時間数:60時間
時間外労働(60時間超)割増賃金率:50% 該当時間数:10時間

今回の割増賃金率の引き上げに対し、割増賃金の計算が正しい内容で行われているか（割増賃金の対象となる賃金、分母の所定労働時間数）、そして、それに沿った給与計算システム等の設定が行われているかを点検し、問題があれば改善しましょう。

導入を検討したい 勤務間インターバル制度

勤務間インターバル制度の導入は企業の努力義務とされ、**国は2025年までに導入している企業の割合を15%以上とするという数値目標**を定めています。2022年10月に厚生労働省から公表された「2022年の就労条件総合調査の結果」からその導入状況、そして制度の導入を検討する際のポイントを取り上げます。

1. 勤務間インターバル制度の導入状況

勤務間インターバル制度を導入している企業の割合をみると、「導入している」が5.8% (2021年調査 4.6%)、「導入を予定又は検討している」が12.7% (同 13.8%)、「導入予定はなく、検討もしていない」が80.4% (同 80.2%) となっています。企業規模別で見ると、おおむね従業員数が多くなるにつれて導入済み、または導入に向けた動きをしている割合が高くなります。

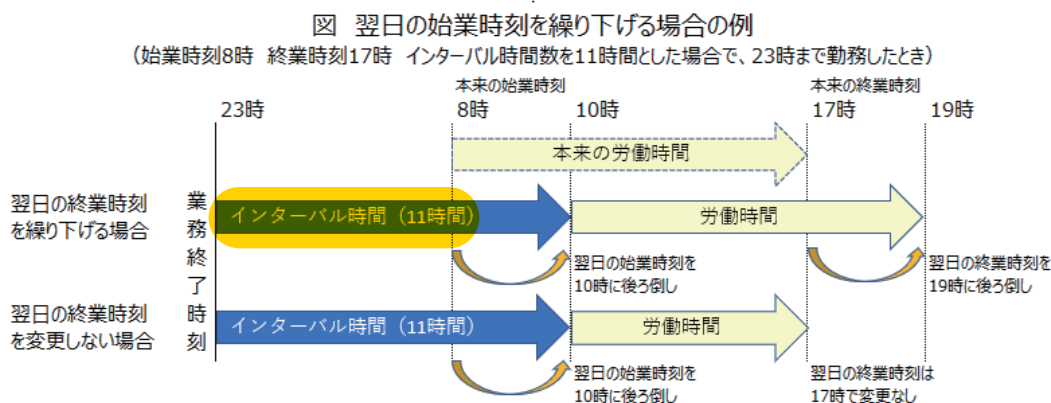
2. 勤務間インターバル時間

制度を導入する際には、終業時刻から始業時刻までの間に空ける時間、いわゆる「インターバル時間数」の設定をします。法令で時間数の定めは特段ありませんが、通勤時間や食事の時間等を勘案した上で、一定の睡眠時間の確保ができる時間設定が必要になります。

3. 制度導入を検討する際のポイント

制度を導入する際の主な検討項目は次のとおりです。

- ① 制度の適用対象となる従業員の範囲
 - ② インターバル時間数
 - ③ インターバルを確保することにより、翌日の始業時刻を超える場合の取扱い
 - ④ インターバル時間の確保に関する申請手続き
- この中で、③については、インターバル時間と翌日の始業時刻が重複する部分を働いたものとみなすという方法と、翌日の始業時刻を繰り下げる方法の2つが考えられます。また、後者の取扱いについて、「翌日の終業時刻も繰り下げる」、「翌日の終業時刻は変更しない」等の方法が考えられ、導入をする際には取扱いを定めておく必要があります(下図参照)。



導入の際には、就業規則等に制度の内容を定めることが必要になります。制度の検討や就業規則の整備等に関してお困りのことがございましたら、当事務所までご連絡ください。

いまから確認しておきたい 雇用調整助成金の「通常制度」

雇用調整助成金は、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）の感染拡大で大きな関心を集め、多くの企業が活用する制度となりました。制度自体はかなり前から、企業の雇用維持に対する助成金として整備されていました。新型コロナに係る特例として要件の緩和が続けられてきましたが、一部の経過措置を残して特例が廃止され、通常制度となります。以下は経過措置の対象ですが、通常制度として押さえておきたいポイントのため、内容を確認します。

1. 計画届の提出

新型コロナの特例では、休業等を行った実績について申請を行うことで、雇用調整助成金を受給できましたが、通常の制度では休業等の実施前に、事前に計画届やその他の書類を提出する必要があります。

この計画届には、1ヶ月単位に区切られた判定基礎期間ごとに、休業の予定日、休業予定の対象労働者実人員、休業の予定日数を記載することになっています。

事前に計画届の提出のなかった休業等については、雇用調整助成金の支給対象とならず、提出した計画届の内容に変更があった場合には、休業等の実施日前に変更を届け出ることが必要です。

2. 休業と残業時間の相殺

新型コロナの特例では、休業等の実施日以外に残業をしたり、休日出勤をしたりしたとしても、休業等の実施日に雇用調整助成金が支給されます。

雇用調整助成金は、経済的理由により事業所の業務量が減少した状況下において、企業が従業員を解雇せずに、休業等によって雇用を

維持した場合に助成が行われるものです。従業員を休業等させる一方で、時間外労働や休日労働がある場合、それが突発的・一時的なものであったとしても、助成の対象となる休業等の延べ日数から、その時間外労働や休日労働があった分が控除されます。

具体的には雇用調整助成金の額を算定する際の「休業等延べ日数」の算定に当たり、時間外労働や休日労働に該当する時間分を控除します。

3. 事業場一斉の短時間休業

雇用調整助成金は1日単位で従業員を休業させるほかに、1日の一部を休業させる場合にも対象となります（短時間休業）。

短時間休業は、休業を実施する事業所の対象従業員全員について一斉に1時間以上行う必要があります。

なお、交代制やシフト制勤務を採用している事業所において短時間休業を実施する場合や、有給休暇を取得している者以外の者が短時間休業を実施する場合などにおいては、短時間休業中に事業所の対象労働者が一人も就労していない場合に助成対象となります。

新型コロナを理由とする休業等で、判定基礎期間の初日が2022年12月1日から2023年3月31日までの間の休業等は、経過措置としてこれらの要件は適用されないことになっています。4月以降も雇用調整助成金の申請を検討される場合には、通常制度をしっかりと理解しておきましょう。

パート労働者等の雇用状況と 正社員転換制度の導入状況

パートタイム労働者や有期雇用労働者（以下、パート労働者等）を採用し、その中から正社員に登用するケースがあります。ここでは、11月に発表された調査結果*から、企業におけるパート労働者等の雇用状況と正社員への転換制度の導入状況をみていきます。

全体の75%が雇用

上記調査結果から、パート労働者等の雇用割合をまとめると下表のとおりです。総数では、75.4%がパート労働者等を雇用しています。産業別では、**宿泊業、飲食サービス業と教育、学習支援業で90%を超えています**。また、ほとんどの産業が50%超となりました。

パート労働者等の就業形態別雇用割合をみると、総数では無期雇用パートタイムの割合が50%を超えました。有期雇用パートタイムは27.1%、有期雇用フルタイムは23.2%となっています。産業別にみると、就業形態によって雇用割合に差があることがわかります。

転換制度の導入割合

次に、就業形態別の正社員への転換制度がある事業所の割合をまとめると、以下のとおりです。

- ・無期雇用パートタイム：41.8%
- ・有期雇用パートタイム：42.2%
- ・有期雇用フルタイム：50.1%

また、実際の転換希望者は**25～35%程度**、**転換した割合は15～25%程度**でした。

正社員への転換制度導入には、助成金が活用できる可能性もあります。人材採用に悩む企業では、検討の余地があるかもしれません。

産業別パート労働者等を雇用している企業の割合 (%)

	パート労働者等を雇用している	就業形態（複数回答）			パート労働者等を雇用していない	不明
		無期雇用パートタイムを雇用している	有期雇用パートタイムを雇用している	有期雇用フルタイムを雇用している		
総数	75.4	51.4	27.1	23.2	24.6	0.0
建設業	38.0	23.2	7.6	12.2	62.0	-
製造業	76.8	52.4	28.7	31.3	23.2	-
電気・ガス・熱供給・水道業	67.1	16.9	40.2	49.2	32.9	-
情報通信業	67.2	24.2	30.5	43.3	32.8	-
運輸業、郵便業	56.6	34.7	27.3	23.9	43.4	-
卸売業、小売業	83.2	57.6	29.8	21.4	16.8	-
金融業、保険業	66.8	30.4	37.8	37.3	33.2	-
不動産業、物品賃貸業	67.9	32.7	38.1	36.9	32.1	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	64.8	38.2	26.6	30.1	35.2	-
宿泊業、飲食サービス業	97.4	81.2	22.2	12.6	2.6	-
生活関連サービス業、娯楽業	84.4	65.1	27.5	20.6	15.6	-
教育、学習支援業	91.5	50.6	55.2	23.6	8.5	-
サービス業（他に分類されないもの）	75.8	40.1	35.9	35.1	24.0	0.2

厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の概況」より作成

*厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の概況」

全国の5人以上の常用労働者を雇用する事業所等から、一定の基準で無作為抽出したところを対象にした調査です。2021年10月1日時点の状況について調べています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/170-1/2021/index.html>

2023年10月にインボイス制度導入予定

適格請求書(インボイス)発行事業者の登録申請が始まっています

1 ● 適格請求書(以下、インボイス)とは

- 売手が買手に対して、適用税率や消費税額等を伝えるもので、**現行の請求書に「登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」を追記したもの。**
- 制度導入が予定される2023年10月1日からインボイスを発行する場合、**原則として2023年3月31日までに税務署長に登録申請書を提出し、インボイス発行事業者としての登録と、登録番号の通知を受ける必要があります。**

法人の場合はT+法人番号、
それ以外の場合はT+13桁の数字

インボイスのイメージ

請求書	△△商事(株)	登録番号 T-012345...
(株)〇〇御中	11月分 131,200円	××年11月30日
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

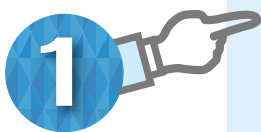
* 軽減税率対象

(記載事項)

- ① 発行事業者の氏名・登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率対象品目はその旨)
- ④ 税率ごとの合計の対価の額と適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 交付を受ける事業者名



2 ● インボイス制度が始まるとどうなるのか



1 自社がインボイスを発行しないと、販売先が取引を見直す!?

自社がインボイスを発行しないと、販売先は**仕入税額控除**ができないので、販売先が**取引を見直す可能性があります**



2 仕入先がインボイスを発行しないと、自社の税負担が増加!?

仕入先からインボイスを入手できないと、自社は**仕入税額控除**ができないので、自社の**税負担の増加につながる可能性があります**



- ①のような状況にならないよう、インボイスの発行を希望する場合は、インボイス発行事業者の登録申請をご検討ください。
- 申請方法等インボイス制度の概要は国税庁の特設サイトをご確認ください。

インボイス制度
特設サイト



3 ● インボイス発行事業者の登録申請を検討するためのフローチャート

現在、消費税の申告をしていますか？
(課税事業者ですか？免税事業者ですか？)

いいえ
(免税事業者です)

はい
(課税事業者です)

インボイスの発行を希望する場合(免税事業者は発行不可)、
①消費税の課税事業者への転換
②インボイス発行事業者の登録申請を検討する必要があります。

検討するにあたって

販売先は事業者ですか？一般消費者ですか？

事業者

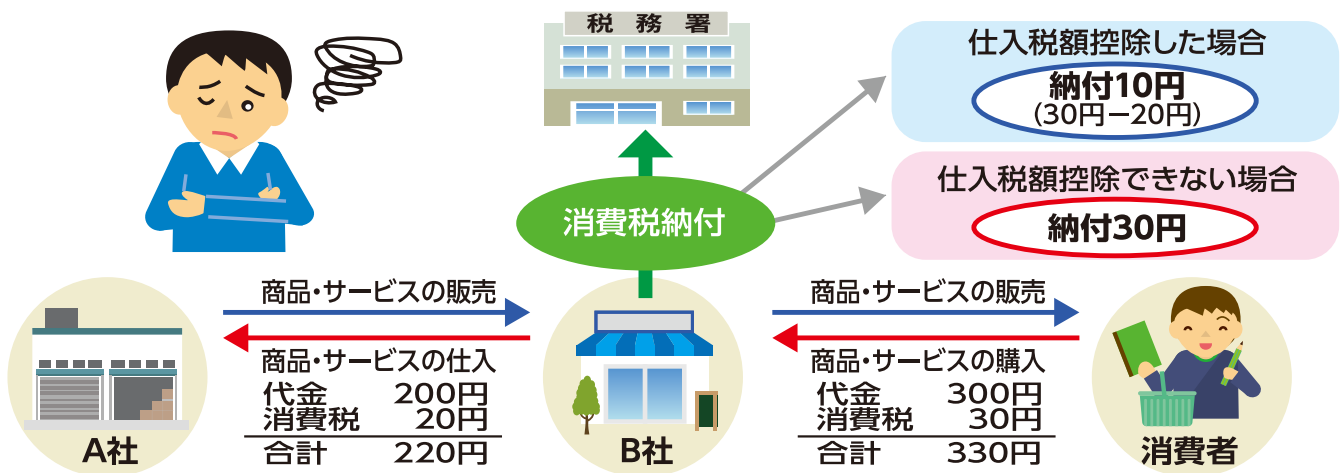
一般消費者

2023年10月1日からインボイスを発行したい場合、原則として2023年3月31日までに登録申請を必要があります。

基本的に登録不要と考えられます。ただし、少しでも事業者への販売(例：飲食店における法人利用等)がある場合は、登録申請をご検討いただいた方がよいかもしれません。

(参考) 消費税の仕入税額控除とは

仕入税額控除とは、売上に係る消費税から仕入に係る消費税を引いた金額を納税する仕組みのことです。予定どおり2023年10月からインボイス制度が始まった場合で、仕入先(下図のA社)がインボイスを発行しない場合、販売先(下図のB社)の消費税の納付額が増加します(※B社が簡易課税事業者でない場合)



インボイス制度に適切に対応するためには、消費税の仕組み(簡易課税制度や仕入税額控除に関する経過措置等)について正しく理解する必要があります。詳しくはお近くの税務署・顧問税理士等にお問い合わせください。

商工会議所では、インボイス制度に関する情報提供や講習会の開催等を今後検討していきます。(2022年1月時点)

相談はお早目に

<消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター>
インボイス制度に関する一般的なご相談は、国税庁コールセンターへ

【専用ダイヤル】 **0120-205-553** (無料)

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

コールセンターの詳細はこちら



令和5年度 税制改正のポイント

中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制やインボイス制度導入に係る負担軽減措置、電子帳簿保存法の要件緩和が実現！

I. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

1. 中小企業向け設備投資減税の延長（2年）

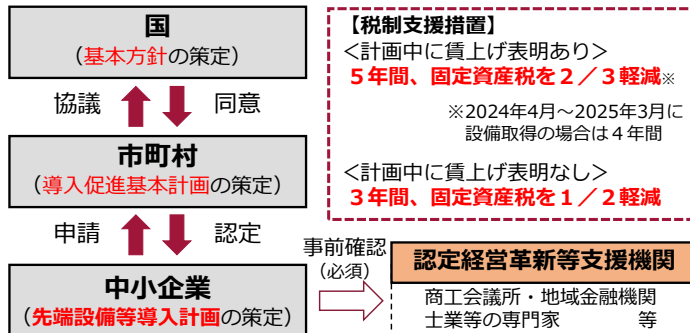
➤ 中小企業の設備投資を促す以下の措置を延長

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	2年延長 中小企業経営強化税制 即時償却又は税額控除10%（※7%）		2年延長 中小企業投資促進税制 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用	
国	2年延長 中小企業投資促進税制 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用			
市町村	2年延長 中小企業投資促進税制 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用			
中小企業	2年延長 中小企業投資促進税制 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用			

□ は、経営力向上計画の認定が必要
※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

2. 償却資産に係る固定資産税の軽減措置の創設（2年）

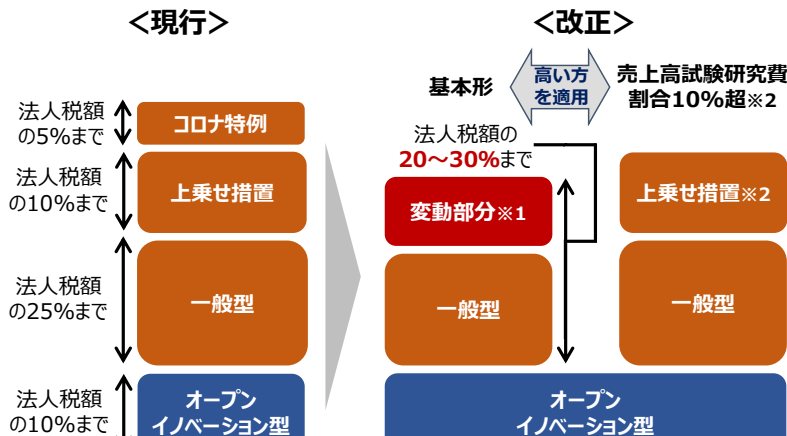
- 雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明し、市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき一定要件を満たす機械等を導入した場合に、**最大5年間、固定資産税を2/3軽減**
- 賃上げを表明しない場合は3年間1/2軽減



3. 研究開発税制の延長（3年）・拡充

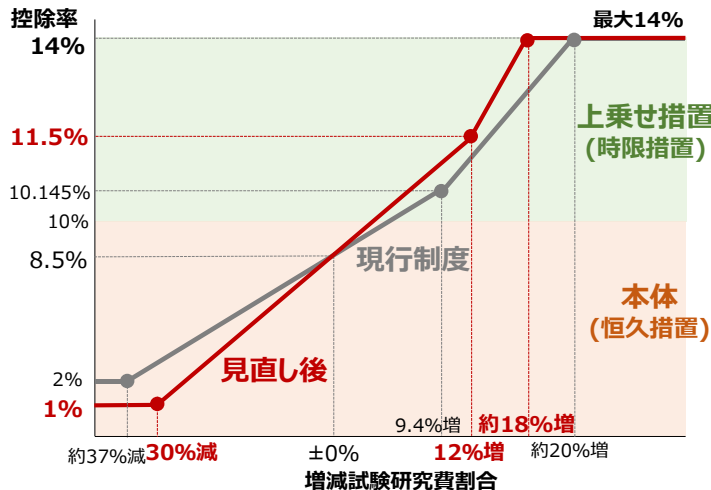
- 研究開発投資の維持・拡大に対するインセンティブ強化のため、試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する措置や控除率の傾きを大きくする措置を導入
- 控除上限や控除率の上乗せ措置を3年延長
- オープンイノベーション型におけるスタートアップの定義見直しと博士号取得者等の高度研究人材の活用を促す措置の創設、試験研究費の範囲見直し（既存データを活用したサービス開発を追加等）を実施

控除上限の見直し



(※1) 試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動（▲5%～+5%）
(※2) 売上高試験研究費割合が10%超の場合、控除上限最大10%上乗せ

控除率の見直し



I. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制 (続き)

4. 中小企業者等の法人税率の軽減措置の延長 (2年)

- ▶ 中小企業における所得800万円までの法人税率を19%から15%に軽減する措置を2年延長

所得金額	本則での税率	租特での軽減税率
年800万円以下	19%	15%
年800万円超	23.2%	-

5. スタートアップ支援の強化

- ▶ 個人投資家がスタートアップに出資した際に税優遇を受けられるエンジェル税制について、株式売却で得た利益をスタートアップへの再投資や起業に使う場合、売却益のうち20億円までは投資額に相当する分を非課税とする等



II. 納税環境整備

1. インボイス制度導入に係る負担軽減措置

① 税負担の軽減

- ▶ 免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、納税額を売上税額の2割に軽減 (3年間)



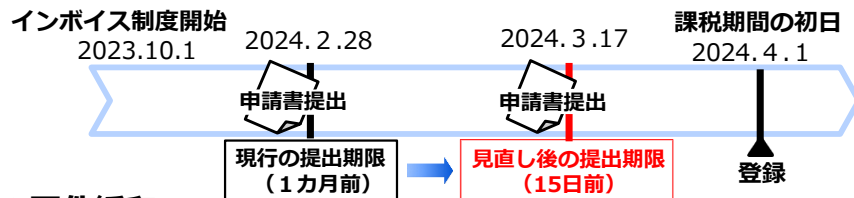
② 事務負担の軽減

- ▶ 前々年の売上高が1億円以下または前年の上半期の売上高が5千万円以下の事業者における1万円未満の仕入については、インボイスの保存を不要とし、帳簿の保存のみで仕入税額控除を可能に (6年間)



③ 登録申請期限の延長

- ▶ 2023年10月の制度開始時にインボイス発行事業者となるには、原則2023年3月末までの登録申請が必要であったが、2023年4月以降でも可能に
- ▶ 2023年10月以降に登録申請をする場合、提出期限は登録希望日の15日前までに緩和 (現行は1カ月前まで)



2. 電子帳簿保存法 (電子取引のデータ保存) の要件緩和

① システム対応が間に合わなかった事業者等への対応

- ▶ 税務署長が認めた場合 (事前申請は不要)、税務職員から提出を求められた際に送付・受領した領収書等をデータで提出できるようにしておくとともに、出力書面を保存しておけば良いこととする

② 検索機能確保要件の見直し

- ▶ 送付・受領した領収書等をデータで提出できるようにしておくことを前提に検索機能確保要件が不要となる売上高基準を5,000万円以下に緩和する等の措置を実施

多くの中小企業が従前の保存方法で対応可能に!



III. 防衛力強化に向けた財源確保

- ▶ 防衛力の強化に向け、**2024年以降の適切な時期に、法人税・所得税・たばこ税に関する措置を導入** (現時点で示されている方向性 (法人税部分))

- ・ 法人税額に対し、税率4~4.5%の新たな付加税を課す
- ・ 中小法人に配慮するため、**法人税額から500万円 (所得2,400万円相当) を控除**

↑
大多数の中小企業は対象外に (※課税対象は全法人の6%弱)

- ▶ これにより、2027年度に1兆円強の財源を確保

M & A 譲渡 し 情 報



業種	所在地	売上高	譲渡希望額
NEW デイサービス高齢者向け住宅事業	関東地方	1億円～2億円	応相談
NEW 自動車アクセサリーの製造販売	関東地方	1億円～2億円	応相談
NEW 切削加工・金属加工設計	関東地方	2億円～3億円	6,500万円
基盤実装	北関東	3,000万円～5,000万円	応相談
フィットネス	北関東	3,000万円～5,000万円	応相談